

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の調剤機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※調剤できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



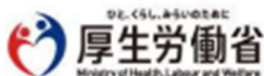
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



詳しくは 

マイナポータル



- ★ マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。
- ★ 薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めています。
- ★ マイナ保険証のご利用について、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。